

別表 1 総合評価方式 評価項目（簡易(実績)型）

配置技術者重視（Ⅱ型）

受託第10号（選定理由）

本工事は、外壁タイル浮き部等を部分改修する工事であり、足場設置後に全面打診調査を見込んでいる。調査結果をもとに改修部分を確定させるため、打診調査が重要な役割を持つことになり、また、貼替工事も既存状況を適切に判断した上で下地補修や貼付け作業が必要となる。これらのことから、タイル外壁について、専門的な知識や経験、工事実績を持つ者を総合評価にて選定したい。

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点	
【企業の技術力】					
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種・類似工事の実績の有無 （新潟県・新発田市）の発注工事での実績。但し請負金額が500万円を超える工事）	新潟県・新発田市の発注工事の実績あり	1.00	／ 1.00	
		実績なし	0.00		
工事成績	新発田市発注工事において過去3ヶ年度の当該発注工種工事成績評定点の平均点	80点以上	6.00	／ 6.00	
		75点以上 80点未満 評点＝6.00×（平均点－75）／5	6.00 ～ 0.00		
		実績なし	0.00		
		65点以上 75点未満 評点＝2.00×（平均点－75）／10	0.00 ～ -2.00		
		65点未満	-2.00		
		新発田市発注工事において過去3ヶ年度の当該発注工種工事成績評定点の最低点	65点以上 又は 実績なし 65点未満		0.00 -1.00
	優良工事表彰等	過去3ヶ年度の新潟県・新発田市優良工事表彰又は新潟県優良工事証の有無	優良工事表彰あり 優良工事証（地域機関交付）あり 上記以外	1.00 0.50 0.00	／ 1.00
【配置予定技術者の能力】					
技術者の能力	主任（監理）技術者の保有する資格	1級建築施工管理技士	1.00	／ 1.00	
		2級建築施工管理技士（仕上げ）	0.50		
		その他	0.00		
同種工事の実績	過去10ヶ年度の同種・類似工事の実績の有無 （新潟県・新発田市）の発注工事での実績。但し請負金額が500万円を超える工事）	新潟県・新発田市の発注工事の実績あり	1.50	／ 1.50	
		実績なし	0.00		
優秀技術者表彰等	・新発田市、新潟県優秀技術者表彰または新潟県優秀技術者証の有無 ・新発田市、新潟県発注工事における過去3ヶ年度の工事成績評定点80点以上取得工事の実績の有無	優秀技術者表彰あり 優秀技術者証（地域機関交付）あり又は表彰等はないが、主任技術者又は監理技術者として80点以上取得工事の実績あり 上記以外	1.00 0.50 0.00	／ 1.00	
		【地域貢献度】			
災害時における活動実績等	・過去3ヶ年度の災害時における活動実績の有無 ・技術資料等の提出期限現在有効な消防団協力事業所	新発田市内における活動実績あり（国・新潟県の実績含む） 消防団協力事業所 実績・交付なし	1.50 0.50 0.00	／ 1.50	
		維持管理実績	過去3ヶ年度の公共除雪（実績①）、緊急漏水修理（実績）又は維持修繕（補修）実績の有無は、新発田市との契約のみ有効とし、公共除雪（実績②）は、新発田市内における国、新潟県又は新発田市との契約を有効とする。		次のいずれかの実績が新発田市内であり （1）公共除雪（実績①）及び維持修繕（補修）の両方の実績あり （2）緊急漏水修理（実績）及び維持修繕（補修）の両方の実績あり 公共除雪（実績②）又は緊急漏水修理（実績）のいずれかの実績が新発田市内であり 維持修繕（補修）の実績が新発田市内であり 実績なし
《健康経営の推進》 WLB（ワーク・ライフ・バランス）の推進における実績	〔対象制度〕WLB企業認定等の有無 ①新潟県多様で柔軟な働き方・女性活躍実践企業認定（Ni-ful（ニーフル）） ②にいがた健康経営推進企業 ③えるぼし認定 ④くるみん認定 ⑤ユースエール認定	いずれか2つ以上の認定等あり いずれか1つの認定等あり 上記以外	0.25 0.12 0.00	／ 0.25	

評価項目	評価内容	評価基準	配点	評価点
【地域精進度】				
実働拠点	新発田市内における過去３年間継続した営業所(実働拠点)の有無	新発田市内に主たる営業所あり	1.00	／ 1.00
		新発田市内に従たる営業所あり	0.50	
		新発田市に主・従たる営業所なし	0.00	
地域調達	すべての下請負（一次・二次）における市内企業活用の有無 (対象下請負は500万円を超えるもの)	すべての下請負（一次・二次）が市内の企業又は下請負なし	1.75	／ 1.75
		すべての下請負（一次・二次）が県内の企業	0.25	
		上記以外	0.00	
技術評価点 合計				／18.00

【技術評価点の減点措置及び評価に係る入札参加・無効条件】

1. 技術評価点が0点に満たない者は、入札を認めない、指名しない等の措置を行う。

【評価項目及び評価基準に係る注意事項】

1. 評価項目及び評価基準の補足事項

- 「工事成績」の平均点は、「小数点以下第3位切り捨て2位止」として評点を判定する。また、平均点が65点以上80点未満の場合の評点は、評価基準欄の算定式により求め、「小数点以下第3位四捨五入2位止」とする。
- 「配置予定技術者の能力」に係る評点は、配置予定技術者が複数の場合、最も低い評価(これに係る評点の和が最低)となる者の評点とする。
- 配置予定技術者の「同種工事の実績」における従事役職の範囲については、「主任技術者、監理技術者、現場代理人、工事実績情報システム(CORINS)に登録されている担当技術者」とする。
- 「災害時等における活動実績」の活動実績とは、新発田市内における以下のものをいう。(ただし、通常の維持管理の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
 - 緊急性を要し、指示書等で対応した活動
 - 災害復旧工事の応急工事等(査定等の前に実施しているもの)
 - 災害時の点検、パトロール等
 - 災害支援活動等
- 「災害時における活動実績等」の消防団協力事業所とは、新発田市の実施要綱によるものとする。
- 「維持管理実績」の公共除雪(実績①)、公共除雪(実績②)、緊急漏水修理(実績)又は維持修繕(補修)実績とは、新発田市内における以下のものをいう。(ただし、災害時における活動の範ちゅうであると認められるものは含まない。)
 - 公共除雪(実績①)とは次のとおりとする。
 - 単価契約などによる市道の除雪作業
 - 新発田市と契約した公共施設の除雪又は屋根の雪下ろし業務
 - 新発田市と福祉対策として契約した民間の屋根の雪下ろし業務
 - 公共除雪(実績②)とは次のとおりとする。
 - 単価契約などによる国道、県道、市道の除雪作業
 - 新発田市と契約した公共施設の除雪又は屋根の雪下ろし業務
 - 新発田市と福祉対策として契約した民間の屋根の雪下ろし業務
 - 緊急漏水修理(実績)とは下記(①②)のいずれにも該当するものをいう。
 - ①配給水施設維持修繕委託契約を締結していること。(契約書の添付は必須)
 - ②緊急道路漏水修理月別表の当番月に、当番者自らが出動していること。(ただし、チーフ又はサブの別は問わない)
 - 新発田市と契約した維持修繕(補修)の実績。
 - 道路や河川等の修繕(補修)、除草等
 - 送水管、配水管及び給水装置(道路分)の維持修繕業務
- 「WLBの推進における実績」には、対象制度の登録証、認定証等の写しを添付する。

2. 評価項目及び評価基準に係る過去の期間の考え方

- 工事実績等に係る「過去10ヶ年度」
 - 技術資料等の提出期限の前年度から過去10ヶ年度遡った年度の4月1日から技術資料等の提出期限例。技術資料等の提出期限が令和4年6月20日の場合の過去10ヶ年度は、平成24年4月1日～令和4年6月20日(補足：この例の場合は、平成24年4月1日以降、元請として完成・引渡し完了した工事であること。)
- 工事成績等に係る事項
 - 技術資料等の提出期限の前年度から過去3ヶ年度遡った年度の4月1日から、技術資料等の提出期限から1ヶ月を遡った日の前月末までの期間(月単位)例。技術資料等の提出期限が令和4年6月20日の場合は、令和元年4月1日～令和4年4月30日の間に完了した工事成績

3. 評価項目及び評価基準等

- 「同種工事の実績」の同種・類似工事の範囲については、下記のとおりとする。

過去10年以内に外壁タイル部が100㎡以上である建築物のタイル部分改修工事の施工実績。

- 「実働拠点」における主たる営業所とは、原則として建設業法第3条第1項に規定する営業所とする。
- 「地域調達」については、建設業法第3条第1項に規定する営業所を有する市内の企業及び県内の企業を評価の対象とする。市内の企業とは、市内に本社(店)を有する企業。県内の企業とは、県内に本社(店)を有する企業。